

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（別表第2）

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係） 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準		別表第2（第3条関係） 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 移動等 円滑化経路	<p><u>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。</u></p> <p><u>ア 公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</u></p> <p><u>イ 公共的施設又はその敷地に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</u></p> <p><u>ウ 公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑</u></p>	(新設)	(新設)

改正後		改正前	
	<p><u>に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</u></p> <p><u>エ 公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路</u></p> <p><u>オ 別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路</u></p> <p><u>カ 別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路</u></p> <p><u>キ 公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。</u></p>		
2 敷地内の通路	<p><u>(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 水はけの良い仕上げとすること。</u></p> <p><u>ウ 段がある部分は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(ア) 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色</u></p>	1 敷地内通路	<p><u>直接地上へ通ずる出入口から敷地に接する道に至る敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(1) 有効幅員（内法(のり)をいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</u></p> <p><u>(3) 路面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p><u>(エ) 蹴込板を設けること。</u></p> <p><u>エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u></p> <p><u>オ 排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p>		<p><u>2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。ただし、高低差が2センチメートル以下の場合、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 段を設ける場合は、6に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(5) 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等(以下「つえ等」という。)が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 勾配は、15分の1を超えないこと。ただし、高さが20センチメートル以下のものにあつては、12分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 高さが60センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</u></p> <p><u>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</u></p> <p><u>(3) 別表第1の8（(5)の施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3（(2)の施設に限る。）及び8（(6)から(11)までの施設に限る。）に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル未満の同表の11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設（以下これらを「小規模施設」という。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。</u></p> <p><u>(ア) 出入口の幅は、90センチメートル以上とするこ</u></p>	

改正後		改正前	
	<p>と。</p> <p><u>(イ) 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>ウ 傾斜路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</u></p> <p><u>(エ) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>(オ) 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</u></p> <p><u>(4) 1の(1)のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)又は(3)の規定によることが困難である場合における1、(2)及び(3)、3、4の(2)、6の(2)及び(3)並びに7((4)を除く。)の規定の適用については、1の(1)のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。</u></p>		
3 出入口	<u>(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口（(2)に該</u>	2 外部出	<u>直接地上又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ</u>

改正後		改正前	
	<p>当するものを除く。)は、次に定める構造とすること。  ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。  ア 幅は、80センチメートル以上とすること。  イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  (2) 移動等円滑化経路を構成し、かつ、直接地上へ通ずる出入口は、次に定める構造とすること。  ア 幅は、90センチメートル以上とすること。  イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。  ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。  エ 戸を設ける場合には、その前後の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に視覚障害者に対し戸の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（(2)の施設に限る。）、9、10及び11（(5)及び(8)の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>	<p>入口</p> <p>1 以上の出入口は、次に定める構造とすること。  (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。  (2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。  (3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。  (4) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。  (5) 戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。  (6) 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。  (7) 1に定める構造の通路と接続すること。</p>	
(削除)	(削除)	3 内部出	利用者（公共的施設を利用し、当該公共的施設におい

改正後		改正前	
		入口	<p>てサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の利用に供する各室の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の3(病室(患者を入院させるための施設をいう。以下同じ。))を有しない施設に限る。)及び8の(6)から(17)までに掲げる公共的施設で用途面積が300平方メートル未満のもの並びに同表の11の(4)に掲げる公共的施設で用途面積が500平方メートル未満のもの(以下これらを「小規模施設」という。)並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの(以下「その他の非該当施設」という。)にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。</p> <p>(3) 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設けること。</p>
4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>(1) 利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。</p> <p>イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行う</p>	4 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>2に定める構造の外部出入口から利用者の利用に供する各室の出入口に至る廊下等のうち、それぞれ1以上の廊下等(7に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。)は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、廊下等の末</p>

改正後		改正前	
	<p><u>ために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</u></p> <p><u>ウ イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</u></p> <p><u>（2） 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、（1）の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。</u></p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあつては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p>		<p><u>端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間30メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分設けた場合は、120センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>（2） 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>（3） 床面に高低差がある場合は、5に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</u></p> <p><u>（4） 別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあつては、手すりを設けること。</u></p> <p><u>（5） 曲がり角は、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。</u></p>



改正後		改正前	
	<p><u>ウ 別表第1の2（（1）の施設を除く。）及び3に掲げる公共的施設にあっては、施設の状況等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</u></p>		
5 階段	<p><u>利用者の利用に供する階段は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>（1） 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーター及びその乗降ロビーが設けられた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（2） 手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。この場合において、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、階段と連続して手すりを設けること。</u></p> <p><u>（3） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>（4） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</u></p> <p><u>（5） 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p><u>（6） 段鼻には、滑り止めを設けること。</u></p> <p><u>（7） 蹴込板を設けること。</u></p>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

改正後		改正前	
	<p><u>(8) 階段の上端及び下端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</u></p> <p><u>(9) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</u></p>		
6	<p>傾斜路 (1) 利用者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</u></p> <p><u>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</u></p> <p><u>ウ 傾斜路の前後の廊下等及び踊場との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</u></p> <p><u>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害</u></p>	5	<p>傾斜路 (1) 利用者の利用に供する傾斜路 <u>((2)に該当するものを除く。)</u>は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 傾斜路のこう配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が20センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、12分の1以下とすることができる。</u></p> <p><u>ウ 高低差が60センチメートルを超える場合は、60センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p><u>エ 高低差が16センチメートルを超える場合は、手すりを設けること。</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</u></p> <p><u>オ エの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。</u></p> <p><u>(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路((3)に該当するものを除く。)は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>イ 勾配は、12分の1以下とすること。</u></p> <p><u>ウ 高さが60センチメートルを超えるものにあつては、高さ60センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</u></p>		<p><u>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>カ 表面は、滑りにくい仕上げとし、踊場、敷地内通路及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、その存在を容易に識別しやすいものとする事。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</u></p> <p><u>(3) 小規模施設及びその他の非該当施設の移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>幅</u>は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設した場合は90センチメートル以上とすることができる。</p> <p><u>イ 勾配は、8分の1以下とすること。</u></p> <p>ウ <u>高さ</u>が75センチメートルを超える<u>もの</u>にあつては、<u>高さ</u>75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること<u>とし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。</u></p> <p><u>エ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</u></p> <p><u>オ 傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</u></p>		<p><u>(2) 小規模施設及びその他の非該当施設の利用者の利用に供する傾斜路は、(1)の<u>エからカまで及び</u>次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>有効幅員</u>は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p><u>イ 傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル未満の場合又は屋内の場合は、8分の1以下とすることができる。</u></p> <p>ウ <u>高低差</u>が75センチメートルを超える<u>場合は、</u>75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>6 階段</u>	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>(1) 有効幅員(当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、130センチメートル以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーターを設けた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。</u></p>

改正後		改正前	
			<p><u>(2) 主たる階段は、回り階段としないこと。</u></p> <p><u>(3) 手すりを設けること。</u></p> <p><u>(4) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>(5) 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとするにより、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</u></p>
7 エレベーターその他の昇降機	<p>(1) 別表第1の1、<u>2、3 ((1)の施設に限る。)</u>、4 (<u>(1)から(3)までの施設に限る。)</u>、11 ((1)の施設に限る。) <u>及び12に掲げる公共的施設、用途面積が50平方メートル以上の同表の11 ((2)の施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4 ((4)の施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の3 ((2)の施設に限る。)</u>、<u>8 ((5)、(9)及び(11)の施設を除く。)</u> <u>及び11 ((3)の施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7、8 ((9)及び(11)の施設に限る。)</u>、<u>9 ((1)の施設に限る。)</u> <u>及び11 ((4)から(7)までの施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9 ((2)の施設に限る。)</u>、<u>10、11 ((8)の施設に限る。)</u> <u>及び13に掲げる公共的施設にあつては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)及び(3)に規定するものを除く。以下(1)において同じ。)</u> <u>及びその乗降ロビーは、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)</u> <u>は、利用居室、車椅子使用者用便房、乳幼児を同伴</u></p>	7 エレベーター	<p>(1) 別表第1の1、4 (<u>(3)から(5)までの施設に限る。)</u> <u>及び11 ((1)の施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル以上の同表の4 ((6)及び(7)の施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の2、3、4 ((1)及び(2)の施設に限る。)</u>、<u>7、8 ((1)から(5)まで及び(7)から(17)までの施設に限る。)</u> <u>及び11 ((2)から(7)までの施設に限る。)</u> <u>に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上で4階以上の階を有する同表の9、10、11 ((8)及び(9)の施設に限る。)</u> <u>及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有するものにあつては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。</u></p> <p><u>ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ かごは、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9、10、11 ((8)及び(9)の施設に限る。)</u> <u>及び12に掲げる公共的施設において、車いす使用者及び</u></p>

改正後	改正前
<p><u>する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等又は乳幼児を同伴する者が授乳をすることができる場所及び当該乳幼児のおむつの取替えをすることができる設備を設けた施設（以下「乳幼児等用施設」という。）がある階及び地上階に停止すること。</u></p> <p><u>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>エ 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>オ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>カ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</u></p> <p><u>キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>ケ 籠内に、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。</u></p> <p><u>サ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p><u>シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を</u></p>	<p><u>その他の利用者が同時に利用できるかごを設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ かごの床面は、車いすの転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>エ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</u></p> <p><u>オ かご内には、かごが停止した階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p><u>カ かご内には、戸の開閉状態等出入口の状況を確認することができる鏡を設けること。</u></p> <p><u>キ かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</u></p> <p><u>ク かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、かご内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホン（かご内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</u></p> <p><u>ケ かご内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行うこと（小規模施設並びに別表第1の4（（3）の施設に限る。）、9、10及び11（（5）、（8）及び（9）の施設に限る。）に掲げる公共的施設の場合を除く。）。</u></p> <p><u>コ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>サ 乗降ロビーには、停止するかごの昇降方向を音声等により知らせる装置を設けること。ただし、かご</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>音声により知らせる装置を設けること。</u></p> <p><u>ス 床面積の合計が2,000平方メートル以上の公共的施設における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、アからウまで、カ、キ及びケからシまでの規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーターが1の（1）のエからカまでに定める移動等円滑化経路に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（ア） 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1の9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）、13に掲げる公共的施設において、車椅子使用者及びその他の利用者が同時に利用できる籠を設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（イ） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</u></p> <p><u>セ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからスによるほか、次に定める構造とすること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（ア） 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。ただし、小規模施設、</u></p>		<p><u>内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>別表第1の4（（2）の施設に限る。）</u>、<u>9（（2）の施設に限る。）</u>、<u>10及び11（（8）の施設に限る。）</u>に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル未満の同表の<u>9（（1）の施設に限る。）</u>及び<u>11（（5）の施設に限る。）</u>に掲げる公共的施設にあつては、この限りでない。</p> <p><u>a 点字</u>  <u>b 文字等の浮き彫り</u>  <u>c 音による案内</u>  <u>d aからcまでに掲げる方法に類するもの</u></p> <p><u>(イ) 乗降ロビーに設ける制御装置に近接する廊下等（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には点状ブロック等を敷設すること。ただし、小規模施設、別表第1の4（（2）の施設に限る。）</u>、<u>9</u>、<u>10</u>及び<u>11（（5）及び（8）の施設に限る。）</u>に掲げる公共的施設にあつては、<u>点状ブロック等を敷設するよう努めること。</u></p> <p><u>(2)（1）に該当する公共的施設以外の公共的施設にあつては、移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、（1）に定める構造とするよう努めること。</u></p> <p><u>(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に規定する移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、同号の規定による車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣</u></p>		<p><u>(2) 利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（（1）に該当する施設を除く。）にあつては、かごが当該階に停止する（1）に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。</u>  <u>（新設）</u></p>



改正後		改正前	
	<p><u>が定める構造とすること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((2)の施設に限る。)及び9、10及び11((5)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、くし板をステップ部と区別しやすい色にするよう努めること。</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>
8 便所	<p><u>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。ただし、別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200平方メートル未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられて</u></p>	8 便所	<p><u>(1) 別表第1の1、2、3(病室を有しない施設にあっては、用途面積が300平方メートル以上のものに限る。)、4、7、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が500平方メートル以上の(7)から(17)までの施設に限る。)、9、10、11((4)の施設にあっては、用途面積が500平方メートル以上のものに限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車いす使用者を始めとするすべての利用者が円滑に利用できる便房(以下「多機能便房」という。)を有する便所(以下「多機能トイレ」という。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 便所及び多機能便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 便所及び多機能便房の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 多機能便房の幅及び奥行きの内法(のり)は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>いる便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>エ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>オ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行きの内法は、それぞれ200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を150センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p><u>カ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u></p> <p><u>キ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</u></p> <p><u>ク 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。</u></p> <p><u>ケ 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。</u></p> <p><u>コ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地上へ通じる出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</u></p> <p><u>(2) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上</u></p>		<p><u>以上とすることができる。</u></p> <p><u>エ 便所及び多機能便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>オ 多機能便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>カ 多機能便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。</u></p> <p><u>キ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>ク 多機能便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。</u></p> <p><u>ケ 多機能便房内に荷物台を設置するよう努めること。</u></p> <p><u>コ 多機能トイレは、外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設けるよう努めること。</u></p> <p><u>サ 出入口には、多機能トイレである旨を表示すること。</u></p> <p><u>シ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</u></p> <p><u>ス 1以上の便房内には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)</u>  <u>に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)</u>及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p> <p><u>(3) 便所内に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けることとし、当該便所の床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに1,000平方メートル未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあつては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。</p> <p><u>(4) (1)の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 多機能トイレ以外</u>に利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の便所は、次に定める構造とすること。<u>ただし、別表第1の8((6)の施設及び用途面積が200平方メートル未満の(7)の施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p>

改正後		改正前	
	<p><u>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>イ 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</u></p> <p><u>ウ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>エ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</u></p> <p><u>オ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。</u></p> <p><u>(5) (2)から(4)までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。</u></p> <p><u>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(4)までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</u></p>		<p><u>ア 便所及び1以上の便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 便所及び便房の出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>エ 1以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。</u></p> <p><u>オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。</u></p> <p><u>カ 小便器を設ける場合は、1以上の小便器は、手すり付きの床置き式、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）等とすること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
9 駐車場	<p><u>(1) 別表第1の1から4まで、8 ((1)から(4)までの施設に限る。)、10、11 ((1)から(7)までの施設に限る。)</u>及び<u>13に掲げる公共的施設、用途面積が500平方メートル以上の同表の8 ((6)から(11)までの</u></p>	9 駐車場	<p>別表第1の1から4まで、<u>7 (用途面積が1,000平方メートル以上の施設に限る。)</u>、<u>8 ((1)から(5)までの施設及び用途面積が500平方メートル以上の(7)から(17)までの施設に限る。)</u>、10、11 ((1)から(7)まで</p>

改正後		改正前	
	<p><u>施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設、用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000平方メートル以上の同表の9((1)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p><u>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 1の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 平たんな場所に設けること。</u></p>		<p>の施設に限る。)及び12に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、駐車台数が100台以下のものにあつては1以上の、100台を超えるものにあつては駐車台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の主として車いす使用者の利用しやすい駐車施設(以下「車いす利用者用駐車施設」という。)を設けることとし、2に定める構造の外部出入口に至る通路のうち、1以上の通路は、1に定める構造とすること。</p> <p><u>(1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とし、1以上の施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 設置する場所は、2に定める構造の外部出入口に近接した水平な場所とすること。</u></p> <p><u>(3) 車いす利用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。</u></p>
10 レジ通路等	<p>別表第1の4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((1)から(4)までの施設に限る。)及び11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が300平方メートル以上の同表の8((6)から(11)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の幅は、90センチメートル以上とすること。</p>	10 レジ通路等	<p>別表第1の4((4)から(8)までの施設に限る。)、8((1)から(5)までの施設及び用途面積が300平方メートル以上の(7)から(16)までの施設に限る。)、11((3)、(4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、レジ通路等(商品等の代金を支払う場所及び劇場等の改札口における通路をいう。以下同じ。)を設ける場合は、1以上のレジ通路等の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p>
11 浴室、シャワー	<p>別表第1の2((1)の施設を除く。)、3((1)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)及び11((3)</p>	11 浴室	<p>別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)、7(用途面積が1,000平方メートル以上の施設に限る。)及</p>

改正後		改正前		
<p><u>室又は更衣室</u></p>	<p>及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(4) 共同浴室及びシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用できるように、シャワー、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 共同浴室の洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>	<p>び11((3)、(7)及び(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する共同浴室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の共同浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 脱衣室及び洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 浴槽及び洗い場には、必要に応じて手すりを設けること。</p> <p>(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した高さとする。</p>	<p>12 シャワ 一室及び 更衣室</p>	<p>別表第1の2、3(病室を有する施設に限る。)及び11((7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供するシャワー室及び更衣室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)のシャワー室及び更衣室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上と</p>
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>			

改正後		改正前	
			<p>すること。</p> <p>(2) 出入口には、車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 戸は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) シャワー用の区画のうち、1以上には、手すりを設けること。</p> <p>(6) シャワー用の区画のうち、1以上には、壁付ベンチ等を設けるように努めること。</p>
12	<p>客室 (1) 別表第1の2 <u>( (1) の施設を除く。 )</u> に掲げる施設及び用途面積が1,000平方メートル以上の同表の7に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、<u>客室の総数に100分の1を乗じて得た数</u> (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上の車椅子使用者用客室を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用客室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 便所は、8の(1)に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている階に利用者の用に供する便所(8の(1)に定める構造のものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浴室又はシャワー室は、11に定める構造とすること。</p>	13	<p>客室 別表第1の2及び7(1,000平方メートル未満の施設を除く。)に掲げる公共的施設において、利用者の宿泊の用に供する客室を設ける場合は、<u>客室数が100室以下のもの</u>にあつては1以上の、100室を超えるものにあつては<u>客室数に100分の1を乗じて得た数</u>(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の客室を設けること。</p> <p>(1) 出入口は、3に定める構造とすること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、室内に手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。</p> <p>(5) ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、</p>



改正後		改正前	
	<p><u>と。ただし、当該客室が設けられている公共的施設に利用者の利用に供する共同浴室（11に定める構造のものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な空間を確保すること。</u></p> <p><u>エ ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。</u></p> <p><u>オ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>カ 出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</u></p>		<p><u>3に定める構造の内部出入口を有し、床面積が確保され、かつ、腰掛式の便器、手すり等が適切に配置された便所を設けること。ただし、別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に8の(1)に定める構造の多機能トイレを設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるように、3に定める構造の内部出入口を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室を設けること。ただし、別表第1の2に掲げる公共的施設において、客室の外部に11に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。</u></p>
13 客席等及び舞台	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、<u>利用者の利用に供する固定式の客席又は観覧席（以下「客席等」という。）</u>を設ける場合は、<u>客席等</u>の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の<u>車椅子</u>で利用できる席(以下「<u>車椅子使用者用席</u>」という。)を設けること。</p> <p><u>ア 観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置とすること。</u></p> <p><u>イ 1席当たり幅は90センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 1以上の車椅子使用者用席の幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とするよう努めること。</u></p>	14 観覧席及び客席(以下「観覧席等」という。)並びに舞台	<p>(1) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、<u>固定式の観覧席等</u>を設ける場合は、<u>観覧席等</u>の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の<u>車いす</u>で利用できる席(以下「<u>車いす使用者用席</u>」という。)を設けること。</p> <p><u>ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p><u>ウ 設置する場所は、出入口から近接し、段差なく到達できる場所とすること。</u></p>



改正後		改正前	
	<p><u>エ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>オ 出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120センチメートル以上とし、区間50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>		<p><u>エ 車いす使用者用席に至る通路は、車いす使用者とその他の利用者のすれ違いができる幅員を確保すること。</u></p> <p>(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席又は舞台<u>そで口</u>から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。</p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	15 <u>カウン</u>	<u>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウン</u>
		<u>ター及び</u>	<u>ター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただ</u>
		<u>記載台</u>	<u>し、小規模施設、別表第1の9及び11((8)の施設に限</u>
			<u>る。)に掲げる公共的施設並びにその他の公共的施設で</u>
			<u>指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造</u>
			<u>とするよう努めること。</u>
			<u>(1) 高さは、75センチメートル程度とすること。</u>
			<u>(2) 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構</u>
			<u>造のけこみを設けること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	16 <u>公衆電</u>	<u>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる公衆電話機</u>
		<u>話機及び</u>	<u>を設置するよう努めること。</u>
		<u>公衆電話</u>	<u>(2) 公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台</u>
		<u>台</u>	<u>は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、</u>
			<u>別表第1の9及び11((8)の施設に限る。)に掲げる</u>
			<u>公共的施設並びにその他の公共的施設で指定施設に該</u>
			<u>当しないものにあつては、次に定める構造とするよう</u>
			<u>努めること。</u>
			<u>ア 可動式台又は固定式台を設けること。この場合に</u>
			<u>おいて、固定式台の高さは、75センチメートル程度</u>
			<u>とすること。</u>

改正後		改正前	
			<u>イ 下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。</u>
<u>14 標識</u>	<p>7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の<u>駐車施設又は19に定める乳幼児等用施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設があることを表示する次に定める構造の標識</u>を設けること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の<u>標識</u>とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</u></p> <p>(2) <u>当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるものであること。</u></p>	<p><u>17 案内標示</u></p> <p>7に定める構造のエレベーターその他の昇降機、8(1)に定める構造の便所又は9に定める構造の<u>駐車場を設ける場合は、次に定める構造の案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。以下この表及び別表第3において同じ。)</u>を設けること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の<u>案内標示</u>とするよう努めること。</p> <p>(1) <u>案内設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>視覚障害者に対する案内設備は、点字その他の方法による表示を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、かつ、表示すべき内容が分かりやすいものとする。</u></p>	
<u>15 案内設備</u>	<p>(1) <u>公共的施設又はその敷地には、当該公共的施設又はその敷地内の7の(1)から(3)までに定める構造のエレベーターその他の昇降機、8の(1)から(3)までに定める構造の便所、9に定める構造の駐車施設若しくは19に定める乳幼児等用施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の4((2)</u></p>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<p><u>の施設に限る。）、9（（2）の施設に限る。）、10及び11（（8）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9（（1）の施設に限る。）及び11（（5）の施設に限る。）に掲げる公共的施設にあっては、次に定める構造の案内板その他の設備を設けるよう努めること。</u></p> <p><u>ア 案内板その他の設備の高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい構造とすること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設又は乳幼児等用施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 視覚障害者に対する案内板その他の設備は、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は乳幼児等用施設の配置を次に掲げる方法のいずれかにより表示を行うこと。</u></p> <p><u>（ア） 点字</u></p> <p><u>（イ） 文字等の浮き彫り</u></p> <p><u>（ウ） 音による案内</u></p> <p><u>（エ）（ア）から（ウ）までに掲げる方法に類するもの</u></p> <p><u>（2）案内所を設ける場合は、（1）の規定は適用しない。</u></p>		
16 案内設備までの経路	<p><u>（1）道等から15の（1）に定める設備又は15の（2）に定める案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にすること。ただし、道等から15の（1）に定める設備又は15の（2）に定める案内所までの経路が主として自</u></p>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

改正後		改正前	
	<p><u>動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) (1)の規定にかかわらず、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに2,000平方メートル未満の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にするよう努めなければならない。ただし、道等から15の(1)に定める設備又は15の(2)に定める案内所までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(3)に定める構造である場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(3) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</u></p> <p><u>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行なうために、点状ブロック等を敷設すること。</u></p> <p><u>(ア) 車路に近接する部分</u></p> <p><u>(イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分</u></p> <p><u>(ウ) 傾斜路がある部分の上端に近接する部分（勾配が20分の1以下の傾斜がある部分、高さが16センチメートル以下、かつ、勾配が12分の1以下の傾斜がある部分、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場を除く。）</u></p>		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	18 非常口及び誘導設備	<p><u>(1) 非常口には、段を設けないこと。</u></p> <p><u>(2) 非常時に利用者を適切に誘導することができるように、次に定める構造の設備を設けるよう努めること。</u></p> <p><u>ア 外部出入口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けること。</u></p> <p><u>イ 一斉放送ができる設備を設けること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	19 休憩設備及び授乳場所	<p><u>別表第1の1から3まで、4（(3)から(8)までの施設に限る。）、7、8及び11（(1)から(7)までの施設に限る。）に掲げる公共的施設には、必要に応じて、</u></p>

改正後		改正前	
			<p><u>休憩用の設備及び授乳のための場所を設けるよう努めること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>20 <u>視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</u></p>	<p><u>視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。ただし、小規模施設並びに別表第1の4((3)の施設に限る。)、9、10及び11((5)、(8)及び(9)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、次のように整備するよう努めること。</u></p> <p><u>(1) 次の場所には、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により、視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の利用に支障がないと認められる別表第1の2及び3に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 1に定める構造の敷地内通路のうち、1以上の敷地内通路</u></p> <p><u>イ 2に定める構造の外部出入口の戸の前後</u></p> <p><u>ウ 2に定める構造の外部出入口から受付又は17に定める構造の案内標示に至る4に定める構造の廊下等のうち、1以上の廊下等</u></p> <p><u>エ 5に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該傾斜路の踊場の部分。ただし、1に定める構造の敷地内通路に、6に定める構造の階段を併設する場合を除く。</u></p> <p><u>オ 6に定める構造の階段の上端及び下端に近接する1に定める構造の敷地内通路及び4に定める構造の廊下等並びに当該階段の踊場の部分</u></p>

改正後		改正前	
			<p><u>カ 7の(1)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する4に定める構造の廊下等</u></p> <p><u>(2) 4に定める構造の廊下等、5に定める構造の傾斜路及び6に定める構造の階段に設ける手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。</u></p> <p><u>(3) 便所及び客室の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。</u></p> <p><u>(4) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。</u></p>
17	<p>聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p> <p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の1、3 <u>(1)</u> 及び8 ((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1、2 <u>((1)の施設を除く。)</u> 及び4 <u>((3)及び(4)の施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。</p> <p>(3) 別表第1の1、2 <u>((1)の施設を除く。)</u>、4及び11 ((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客</p>	21	<p>聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p> <p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の1、3 <u>(病室を有する施設に限る。)</u> 及び8 ((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1、2及び4 <u>((4)から(7)までの施設に限る。)</u>に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(3) 別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の</p>

改正後		改正前	
	<p>席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p><u>(削除)</u></p>		<p>聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p><u>(4) 別表第1の1、2、3 (病室を有する施設に限る。) 及び4 ((4)及び(5)の施設に限る。) に掲げる公共的施設において、受付を設ける場合は、手話通訳ができる者を配置するよう努めること。</u></p>
18	<p><u>カウンター及び記載台</u></p> <p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9に掲げる公共的施設及びその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p> <p><u>(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。</u></p> <p><u>(2) 下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。</u></p>	(新設)	(新設)
19	<p><u>乳幼児等用施設</u></p> <p><u>(1) 用途面積が1,000平方メートル以上の別表第1の1、2 ((1)の施設を除く。)、3、4 ((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8 ((5)及び(9)の施設を除く。)、11 ((8)の施設を除く。) 及び13に掲げる公共的施設には、乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けることとし、乳幼児等用施設は、4の(2)に定める構造の廊下に面して設け、かつ、出入口の幅は80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 用途面積が1,000平方メートル未満の別表第1の1、2 ((1)の施設を除く。)、3、4 ((2)から(4)までの施設に限る。)、7、8 ((9)の施設を除く。) 及び11 ((8)の施設を除く。) に掲げる公共的施設にあつては、(1)に定める構造の乳幼児等用施設をそれぞれ1以上設けるよう努めること。</u></p>	(新設)	(新設)



改正後	改正前